



《 会員募集と商工貯蓄共済加入推進について 》

黒埼商工会では11月を会員募集と商工貯蓄共済加入の推進月間としております。
商工会の役職員が伺いましたら、皆様からご協力をいただきますようお願い申し上げます。

●ハロウィンイベント(青年部主催)を開催しました



去る、10月28日(土)午後1時から、大野小学校体育館にて黒埼商工会青年部事業「ハロウィンイベント」を開催しました。この事業は、商工会青年部と大野小学校、PTA、商工会女性部の協力により実施しました。

約100名の児童がこのイベントに参加し、児童の皆さんは、思い思いの衣装を身にまとい、仮装コンテストや、ペインティング、写真撮影などを行い、ハロウィンイベントを楽しんでいました。



●商業部会 経営講習会 「0円で8割をリピーターにする集客術」 開催について

商業部会では、上記のテーマで下記のとおり講習会を行います。
皆様のご参加をお待ちしております。

- ・日時 平成29年11月28日(火)午後5時～6時30分
- ・会場 黒埼商工会館 2階研修室
- ・講師 顧客リピート総合研究所(株) 代表取締役 一圓克彦 氏
- ・受講料 無料(懇親会に参加の方は負担金3,000円)

※詳細、申し込みについては別紙チラシをご覧ください。

(商業部会員以外の方もご参加ください。)



●西区連合商工会 講演会 「紹介とリピート客が9割!“営業が苦手”なのに お客が増える!? のれん分け おもしろ経営」開催について

西区連合商工会では、上記のテーマで下記のとおり講演会を黒埼商工会館を会場にして開催いたします。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

- ・日時 平成29年12月6日(水)午後2時～3時30分
- ・会場 黒埼商工会館 2階研修室
- ・講師 (株)ジェイジェイエフ 代表取締役 志村保秀 氏
- ・受講料 無料

※詳細、申し込みについては別紙チラシをご覧ください。



●金融相談会(一日公庫)のお知らせ

日本政策金融公庫新潟支店の金融相談会(一日公庫)を下記のとおり実施します。運転資金、設備資金、季節資金のご利用をお考えの方は、この機会をご利用下さい。

- ・日時 平成29年11月22日(水) 午前10時～午後4時
- ・会場 黒埼商工会館

※事前申し込み必要(詳細は別紙チラシをご覧ください。)

裏面もご覧下さい

●事業所定期健康診断のお知らせ

黒埼商工会館において、事業所健康診断が実施されます。どうぞこの機会にご利用下さい。なお、詳細は別紙案内文書をご参照ください。

- ・日 時 平成29年12月12日(火)午前9時～11時
- ・申込方法 別添「平成29年度12月定期健康診断申込書」を11月24日(金)までに黒埼商工会へFAXにてお申し込みください。

●マル経融資(小規模事業者経営改善貸付)のご案内

無担保、無保証人で日本政策金融公庫が低利で融資する大変有利な融資制度です。

- ・融資限度 2,000万円 ・貸付金利 1.11% (H29.10.12現在)
- ・返済期間 運転資金7年以内 設備資金10年以内

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)であること
商工会の経営指導を原則6ヶ月以上受けているなどの要件があります。

詳しくは商工会へお問合せ下さい。

●有期労働者の「無期転換ルール」について

～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化します～

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換しなければなりません。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。平成25年4月から無期転換ルールが適用になる労働者が出てきますのでご確認ください。

詳しくは無期転換ポータルサイト(<http://muki.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

●一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を

労働者(パート、アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、昨今では労働保険未加入事業所で労災事故が発生した際、療養費や休業に伴う補償を当該事業主に対して損害賠償請求するケースもみられ、事業主にとっては大きな負担になっています。

さらには、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ、労働保険の加入手続きを行っていない事業主は、管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられるようお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にお問合わせください。

(問い合わせ先) 新潟労働局労働保険徴収課(電話025-288-3502)

又は、お近くの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)

●消費税軽減税率対策補助金について

消費税率の改正(10%への移行)は平成31年10月1日に予定されています。改正と同時に軽減税率制度が導入され、軽減税率対象品目(酒類・外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの))を扱う事業者は、請求書、レシート等に軽減税率分(8%)がわかるように記載する必要があります。

国では複数税率に対応するレジの購入費用等の補助や、複数税率に対応するため電子的な受発注システムの改修費用を補助する制度があります。(補助金の申請期限は平成30年1月31日迄となっています。)

※詳しくは 商工会へお問合せいただくか軽減税率対策補助金ホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)でご確認ください。